

福岡県公報

平成25年8月9日
第3520号

目次

告示(第1266号-第1275号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………… 3
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) …………… 4

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 4
- 一般競争入札の実施 (システム管理課) …………… 5
- 意見募集の結果の公示 (工業保安課) …………… 9
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (自然環境課) …………… 9

選挙管理委員会

- 政治団体の設立届 (市町村支援課) …………… 9
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 10
- 政治団体の解散届 (市町村支援課) …………… 12
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) …………… 13
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 14

- 資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) …………… 14

監査委員

- 包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の
監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局総務課) …………… 15

公安委員会

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 15

正誤

- 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を提出する物件を設置しようと
するとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定(平成
25年3月福岡県告示第3483号)中正誤 …………… 17

告示

福岡県告示第1266号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年8月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	犀 川 線 豊 前	京都郡みやこ町犀川帆柱980番7先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1540番先まで

福岡県告示第1267号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
 (第2工区) 田川郡川崎町大字川崎3947番5、3947番6、3948番3、3948番4、
 3949番23、3949番25、3950番7、3950番9、3952番8、3952番9及び3958番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
 福岡市博多区東公園7-7
 福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第1268号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年8月9日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	513	久留米市新合川1丁目6-57 久留米小郡三井浮羽建設協同組合 理事長 三原次雄	久留米市新合川1丁目6-57	平成25年5月10日
旧		久留米市新合川1丁目6-57 久留米小郡三井浮羽建設協同組合 理事長 江藤英雄		

福岡県告示第1269号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年8月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 込野
- 2 区域の所在地 八女市黒木町土窪字込野、字不動山

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から16号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と16号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号		
八女市黒木町土窪字込野	2508番1	1号		
	〃	2548番	11号	
	〃	2545番1	12号	
	〃	2540番	13号	
	〃	2528番1	14号	
	〃	2526番	15号	
	〃	2506番	16号	
	八女市黒木町土窪字不動山	2447番3地先道路敷	2号	
		〃	2505番	3号及び4号
		〃	2450番1	5号及び6号
〃		2457番	7号及び8号	
〃		2462番	9号	
〃		2494番	10号	

福岡県告示第1270号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称
NPO法人つながろう・アースフレンズ

(2) 代表者の氏名

牟田口 清子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市野中町1123番地3 サングレート野中401号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び一般市民に対してフリースペース及び就労支援のサービスを提供し、住みやすい地域づくりを目指し、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1271号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月9日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年7月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人SNetくるめ

(2) 代表者の氏名

橋本 みきえ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市諏訪野町2546番地3-803

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者の就労生活に関する理解を筑後地域の人々に広め、その理念の向上に努めるとともに、支援に関わる人材の拡大とその質の向上を図ることをもって地域社会の利益の増進及び福祉のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1272号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市武丸字長浦889番51

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市徳重二丁目6番14号

鶴井 美穂

福岡県告示第1273号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市東郷字五反間127番1及び127番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川郡川崎町大字川崎529-3

有限会社 ひかり

代表取締役 木下 健一郎

福岡県告示第1274号

浜田土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年8月9日

福岡県知事 小川 洋

1 就任理事

氏 名	住 所
花田 信芳	福津市勝浦4083番地
井ノ上清和	福津市勝浦4805番地
花田 雅春	福津市勝浦4080番地の1
奥住 清治	福津市渡61番地
花田 芳文	福津市勝浦4632番地
井ノ上精二	福津市勝浦4077番地
廣島 廣喜	福津市勝浦4633番地
花田 義昭	福津市渡168番地

2 就任監事

氏 名	住 所
廣島 立德	福津市勝浦4837番地の2
廣嶋 正孝	福津市渡47番地の1

福岡県告示第1275号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年8月9日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
田川郡赤池町上野土地改良区	平成25年7月30日

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年8月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

Microsoft Office Professional Plus 2013 Select Plus for Government Partnersライセンス賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年8月28日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年8月9日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

Microsoft Office Professional Plus 2013 Select Plus for Government Partners ライセンス 2,212本

(2) 調達物品の特質等

入札仕様書による。

(3) 履行期限

平成25年12月1日から平成32年11月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加審査資格申請書に必要事項を記入の上、平成25年8月28日（水）午後3時までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ）

平成25年9月18日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部システム管理課情報基盤係（県庁行政棟6階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号092-643-3194（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成25年8月9日（金）から平成25年9月5日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

10 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

11 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成25年9月18日（水）午後5時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送（書留郵便に限る。受領期限内必着）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の賃貸借料のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「9月19日開封<Microsoft Officeライセンス賃貸借に係る契約の入札書在中>」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「9月19日開封<Microsoft Officeライセンス賃貸借に係る契約の入札書在中>」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

12 開札

(1) 日時

平成25年9月19日（木）午後1時30分

(2) 場所

5の部局とする。

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成25年9月18日（水）午前10時00分から午後2時00分までにシステム管理課情報基盤係へ「保証金等納付書」（システム管理課情報基盤係で入手すること。）を添えて納付又は提供すること。（入札説明書の「入札保証等についてのお願い」を参照のこと）

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

- (1) Articles and Quantity
Microsoft Office Professional Plus 2013 Select Plus for Government Partners
license 2,212
- The details are described by the manual of this tender.
- (2) Period of Lease
From 1 December 2013 through 30 November 2020
- (3) Delivery Location
Please find attached information for public tender.
- (4) Time Limit of Tender
5 : 00 PM 18 September 2013
- (5) Contact point for the Notice
Systems Management Division,
Fukuoka Prefectural Government Office,
7 - 7 , Higashikoen, Hakata-ku,

Fukuoka City, 812-8577,

Japan.

Tel 092-643-3194

Fax 092-643-3121

公告

高圧ガス保安法に基づく申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間の改正案について、平成25年5月10日から平成25年6月10日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成25年8月9日に施行しました。

平成25年8月9日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

商工部工業保安課高圧ガス電気係

電話：092-643-3439

メールアドレス：kogyohoan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県環境影響評価技術指針の改正（案）について、次のとおり意見を募集します。

平成25年8月9日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成25年8月9日から平成25年9月9日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成25年2月1日～2月28日

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
みんなの党北九州市議会第3支部	吉村 太志	吉村 ひろみ	北九州市小倉南区北方1-3-9	○	平成25年2月8日

(1 団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明日の柳川をつくる会	中島 重夫	大村 喬志	柳川市東魚屋町47-2	平成25年2月18日

くろもり功後援会	黒森 功	黒森 京子	朝倉郡筑前町依井1358-9	平成25年2月19日
新原善信と市民をつなぐ会	新原 善信	新原 さち子	小郡市小郡1304-2	平成25年2月15日
とうよしと後援会	藤 幸二郎	藤 幸二郎	糟屋郡粕屋町仲原3-6-30	平成25年2月27日
西元健後援会	大久保 元晴	有吉 よし子	豊前市宇島587	平成25年2月26日
八尋もとはる後援会	八尋 祐子	八尋 祐子	糟屋郡粕屋町大字長者原299-8	平成25年2月8日

(6団体)

(ロ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
東京一成会	古賀 一成	古賀 志保	久留米市櫛原町99-11サングレート櫛原1307号	衆議院議員	平成25年2月21日

(1団体)

(ハ) 法19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
東京一成会	古賀 一成	古賀 志保	久留米市櫛原町99-11サングレート櫛原1307号	古賀 一成	衆議院議員	平成25年2月21日

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す
 受付期間 平成25年2月1日～2月28日

る。

平成25年8月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県第十選挙区支部	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区大手町7-38-101	北九州市小倉北区大手町7-38-207	平成25年2月4日	平成25年2月6日
自由民主党福岡県第七選挙区支部	会計責任者	森田 誠一郎	富安 久芳	平成25年1月15日	平成25年2月27日
自由民主党福岡県福岡市早良区第五支部	会計責任者	平畑 美稔	松尾 芳幸	平成25年2月8日	平成25年2月8日
自由民主党八幡西支部	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区千代ヶ崎1-3-5	北九州市八幡西区鷹の巣1丁目5-5-802	平成25年2月17日	平成25年2月22日
	代表者	木村 栄久	吉原 栄一		

日本共産党筑紫朝倉地区委員会	会計責任者	小原 敏嗣	吉居 俊彦	平成25年2月12日	平成25年2月12日
----------------	-------	-------	-------	------------	------------

(5団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
あらかと市政をつくる会	代表者	大塚 龍昇	竹田 照	平成25年2月21日	平成25年2月28日
いいた浩二後援会	会計責任者	飯田 幸枝	高原 義隆	平成25年2月6日	平成25年2月6日
いど康男後援会	主たる事務所の所在地	うきは市吉井町福益262-1	うきは市吉井町福益217-1	平成24年6月30日	平成25年2月7日
	代表者	伊藤 博文	怡土 康男		
	会計責任者	小林 誠一	青木 伸		
井上秀作後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区山手2-12-5	北九州市小倉南区徳力4-19-27	平成25年2月14日	平成25年2月18日
井上順吾後援会	代表者	長澤 幸司	瀧 洋之介	平成25年1月29日	平成25年2月4日
江藤博美後援会	代表者	山崎 一	西田 裕昭	平成25年2月22日	平成25年2月22日
香月耕治後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区大字笹田916-1	北九州市八幡西区大字笹田917-1	平成25年2月20日	平成25年2月20日
川上陽平を育てる会	主たる事務所の所在地	福岡市南区老司1-27-3	福岡市南区野多目3-2-2-806	平成25年2月1日	平成25年2月19日
	会計責任者	山上 美奈子	川上 恭代	平成25年2月19日	
北山隆之後援会	会計責任者	服部 龍一郎	松崎 裕治	平成25年2月21日	平成25年2月21日
神崎聡後援会	主たる事務所の所在地	田川郡添田町大字添田1417	田川郡添田町大字庄942-7	平成25年2月27日	平成25年2月27日
幸福実現党八幡後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区千代ヶ崎3-11-24-501	北九州市戸畑区南鳥旗町4-19南鳥旗スカイマンション101号室	平成25年2月4日	平成25年2月4日
	代表者	松隈 多賀敏	土井 聖海		
山幸会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区大手町7-38-101	北九州市小倉北区大手町7-38-207	平成25年1月30日	平成25年2月5日
白石かずひろ後援会	会計責任者	片岡 伸嘉	豊武 緑	平成25年2月27日	平成25年2月28日
新日鐵住金八幡労働組合政治活動委員会	政治団体の名称	新日鐵住金八幡労働組合政治活動委員会	新日鐵八幡労働組合政治活動委員会	平成25年2月1日	平成25年2月6日
しんばる善信後援会	会計責任者	古賀 淳二	中嶋 道生	平成25年2月15日	平成25年2月15日
たかはら伸二後援会	会計責任者の氏名	高原 雅子	三浦 雅子	平成24年7月10日	平成25年2月26日

田川山幸会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区大手町7-38-101	北九州市小倉北区大手町7-38-207	平成25年2月18日	平成25年2月21日
中原詔蔵後援会	政治団体の名称	中原詔蔵後援会	中原詔蔵後援会	平成24年2月15日	平成25年2月20日
	代表者の氏名	中原 詔蔵	中原 詔蔵		
西原親後援会	会計責任者	瀬口 勝一	山下 近	平成25年2月6日	平成25年2月7日
西山たかし後援会	主たる事務所の所在地	宗像市田熊5-10-3	宗像市田熊5丁目10-5	平成25年2月7日	平成25年2月8日
福岡県農政連三潁町支部	代表者	牛原 龍二	石橋 博行	平成24年5月14日	平成25年2月22日
	会計責任者	吉富 榮彦	末永 正一		
福岡県ビルメンテナンス政治連盟	代表者	青木 博志	堺 光則	平成25年1月30日	平成25年2月14日
福岡市薬剤師連盟	代表者	瀬尾 隆	小野 信昭	平成24年4月1日	平成25年2月1日
福永寛後援会	会計責任者	内田 英治	内田 睦子	平成25年2月1日	平成25年2月8日
藤本顕憲（あきのり）後援会敬愛会	会計責任者	川上 圭子	石井 真弓	平成24年4月1日	平成25年2月6日
藤本顕憲君を支援する南山会	会計責任者	川上 圭子	石井 真弓	平成24年4月1日	平成25年2月6日
豊山会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区大手町7-38-101	北九州市小倉北区大手町7-38-207	平成25年2月18日	平成25年2月21日
みかみまさよし後援会	会計責任者	三上 智子	三上 恵美子	平成24年4月26日	平成25年2月21日
光田茂後援会	会計責任者	光田 昌弘	坂井 恒宏	平成25年2月22日	平成25年2月22日
宮内實生後援会（元気な町岡垣をつくる会）	主たる事務所の所在地	遠賀郡岡垣町大字波津781-1	遠賀郡岡垣町公園通り3-1-36	平成24年12月26日	平成25年2月27日
山本幸三後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区大手町7-38-101	北九州市小倉北区大手町7-38-207	平成25年1月30日	平成25年2月5日
Y・R's	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区大手町7-38-101	北九州市小倉北区大手町7-38-207	平成25年2月18日	平成25年2月21日

(32団体)

福岡県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成25年2月1日～2月28日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党福岡県衆議院支部	平成24年12月31日	平成25年2月25日
日本維新の会衆議院福岡県第5区支部	平成24年12月31日	平成25年2月13日
日本維新の会衆議院福岡県第二支部	平成24年12月31日	平成25年2月25日
日本維新の会福岡県第9区支部	平成24年12月31日	平成25年2月18日
日本維新の会福岡県第11区支部	平成24年12月31日	平成25年2月22日
日本維新の会福岡県第6選挙区支部	平成24年12月28日	平成25年2月20日

(6団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
姉川さつき後援会	平成25年2月12日	平成25年2月13日
荒木まなぶと八幡西区を盛り上げる会	平成24年11月25日	平成25年2月18日
いど康男後援会	平成24年7月31日	平成25年2月7日
江渕政利後援会	平成24年12月31日	平成25年2月27日
大山晃後援会	平成25年2月28日	平成25年2月28日
熊本しおみ後援会	平成25年1月30日	平成25年2月21日
助信良平後援会	平成25年1月30日	平成25年2月22日
全国村田なおじ後援会	平成24年12月31日	平成25年2月19日

千住直道後援会	平成24年12月31日	平成25年2月18日
高宮かずひろ後援会	平成24年12月31日	平成25年2月26日
福内かずゆき後援会	平成25年1月27日	平成25年2月5日
ふくよか・ふくおーかネット	平成24年12月31日	平成25年2月4日
水巻町をカエル会	平成24年12月31日	平成25年2月12日
村岡ちあき後援会	平成24年12月31日	平成25年2月15日
八幡西加来しげとみ政治経済研究会	平成25年2月18日	平成25年2月21日
吉元實後援会	平成24年12月31日	平成25年2月28日
国民の生活が第一福岡県総支部連合会	平成25年2月18日	平成25年2月27日
国民の生活が第一福岡県第4区総支部	平成25年2月18日	平成25年2月27日

(18団体)

福岡県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成25年2月1日～2月28日

資金管理団体 指定の届出を した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
大塚 龍昇	福岡市議会議員	あらかと市政をつくる会	福岡市早良区有田5丁目17番7号	大塚 龍昇	平成25年2月28日	平成25年2月28日
新原 善信	小郡市議会議員	新原善信と市民をつなぐ会	小郡市小郡1304-2	新原 善信	平成25年2月8日	平成25年2月15日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する
 受付期間 平成25年2月1日～2月28日

平成25年8月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
井上 秀作	北九州市議会議員	井上秀作後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区山手2-12-5	北九州市小倉南区徳力4-19-27	平成25年2月14日	平成25年2月18日
香月 耕治	北九州市議会議員	香月耕治後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区大字笹田916-1	北九州市八幡西区大字笹田917-1	平成25年2月20日	平成25年2月20日
神崎 聡	福岡県議会議員	神崎聡後援会	主たる事務所の所在地	田川郡添田町大字添田1417	田川郡添田町大字庄942-7	平成25年2月27日	平成25年2月27日
中村 勇希	福岡県議会議員	中村勇希後援会	公職の種類	福岡県議会議員	豊前市議会議員	平成25年2月15日	平成25年2月20日
西山 隆	宗像市議会議員	西山たかし後援会	主たる事務所の所在地	宗像市田熊5-10-3	宗像市田熊5丁目10-5	平成25年2月7日	平成25年2月8日
宮内 實生	岡垣町長	宮内實生後援会（元気な町岡垣をつくる会）	主たる事務所の所在地	遠賀郡岡垣町大字波津781-1	遠賀郡岡垣町公園通り3-1-36	平成24年12月26日	平成25年2月27日
山本 幸三	衆議院議員	山幸会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区大手町7-38-101	北九州市小倉北区大手町7-38-207	平成25年1月30日	平成25年2月5日

(7団体)

福岡県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届等があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成25年2月1日～2月28日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
姉川 さつき	古賀市議会議員	姉川さつき後援会	姉川 さつき	平成25年2月12日	平成25年2月13日
加来 茂幸	北九州市議会議員	八幡西加来しげとみ政治経済研究会	加来 茂幸	平成25年2月18日	平成25年2月21日
熊本 潮美	北九州市議会議員	熊本しおみ後援会	熊本 潮美	平成25年1月30日	平成25年2月21日

助信 良平	福岡県議会議員	助信良平後援会	助信 良平	平成25年1月30日	平成25年2月22日
高宮 和廣	宗像市議会議員	高宮かずひろ後援会	高宮 和廣	平成24年12月31日	平成25年2月26日
村岡 智明	衆議院議員	村岡ちあき後援会	村岡 智明	平成24年12月31日	平成25年2月15日
吉元 實	築上町議会議員	吉元實後援会	吉元 實	平成24年12月31日	平成25年2月28日

(7団体)

(2) 法第19条第3項第2号による届出

代表者名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
怡土 康男	うきは市長	いど康男後援会	うきは市吉井町福益217-1	平成25年2月7日

(1団体)

備考

いど康男後援会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は伊藤博文である。

監査委員

福岡県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年8月9日

- 福岡県監査委員 小串 正伸
- 同 伊藤 龍峰
- 同 行正 晴實
- 同 田中 正勝

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
妹尾 一宏	福岡市博多区神屋町1番25-902号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成25年8月1日から平成26年3月31日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第199号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成25年8月9日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
施設警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成25年11月12日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成25年11月13日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員
各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成25年10月7日（月）から同年10月9日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

※ 上記受付期間中、正午から午後1時00分までの間を除く。

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 平成25年11月13日（水）の検定については、長崎県公安委員会と共同で実施する。

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
25・3・29	3483	告示	536	110	○		表 中		〇〇〇〇道 主要地方道	●●●●道 一般県道
									〇〇〇〇道 一般県道	●●●●道 主要地方道